

第1条

第2条

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二

三 台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号農蚕園芸局長通達）5（3）ア